

**令和7年度 北九州市  
法律人権相談 日程表**

身近な生活のことでお困りの方は、お気軽にご相談ください。  
お住まいの区以外の区役所もご利用もできます。

以下の場合、この相談はご利用できません。  
(1)既に弁護士または代理人に依頼済の場合  
(2)現在、裁判所で審理中の場合  
(3)同じ内容で繰り返しご相談を希望する場合

金銭、土地、家屋、親族に関する問題や人権問題（いじめ、体罰、同和問題、障害者問題、家庭内の問題）などで、お困りになっている方のご相談をお受けします。相談は無料です。

**■相談日及び場所**

お問い合わせ、予約 各区役所総務企画課		門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
		331-0039	582-3339	951-0039	761-0039	661-0039	642-0039	881-0039
相談場所		門司区役所	小倉北区役所	小倉南生涯学習センター	若松区役所	八幡東区役所	八幡西区役所	戸畑区役所
		門司区清滝1-1-1	小倉北区大手町1-1	小倉南区若園5-1-5	若松区浜町1-1-1	八幡東区中央1-1-1	八幡西区黒崎3-15-3	戸畑区千防1-1-1
令和7年	4月	23日(水)	24日(木)	16日(水)	18日(金)	10日(木)	9日(水)	8日(火)
	5月	21日(水)	22日(木)	15日(木)	20日(火)	8日(木)	14日(水)	9日(金)
	6月	25日(水)	26日(木)	18日(水)	20日(金)	5日(木)	11日(水)	6日(金)
	7月	23日(水)	24日(木)	16日(水)	18日(金)	3日(木)	9日(水)	8日(火)
	8月	26日(火)	28日(木)	19日(火)	20日(水)	7日(木)	13日(水)	8日(金)
	9月	26日(金)	18日(木)	17日(水)	19日(金)	4日(木)	10日(水)	9日(火)
	10月	22日(水)	23日(木)	15日(水)	17日(金)	2日(木)	8日(水)	7日(火)
	11月	26日(水)	27日(木)	14日(金)	20日(木)	13日(木)	12日(水)	7日(金)
	12月	24日(水)	18日(木)	17日(水)	19日(金)	4日(木)	10日(水)	9日(火)
令和8年	1月	21日(水)	22日(木)	15日(木)	20日(火)	8日(木)	14日(水)	7日(水)
	2月	25日(水)	26日(木)	13日(金)	20日(金)	5日(木)	12日(木)	6日(金)
	3月	25日(水)	26日(木)	13日(金)	19日(木)	5日(木)	11日(水)	6日(金)

**■各区とも電話予約制です。**

申し込みは、各区とも各相談日の前日（土・日・祝日にあたる場合は、その前日）の午前8時30分から、電話で先着順に受付をします。

ご相談を希望される日と場所をご確認のうえ、各区役所総務企画課にお電話ください。  
なお、申し込み多数の場合、早めに受付を締め切る場合があります。

**■当日のご相談時間は、13時30分から16時30分です。**

■弁護士または人権擁護委員がご相談に応じます。

■ご相談は、1人につき30分以内です。

■ご相談の件で関係書類などがあれば、可能な範囲でお持ちください。  
（相続に伴う簡単な関係図、概要や事前に質問をまとめた書類等）